城北まちづくり通信

2022/4/27
３７号
城北まちづくり協議会
事務局：城北地区公民館

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

「民生委員・児童委員の日」は、大正6(1917)年、岡山県で創設された「済世顧問制度」の設置に関する規程が交付されたのが“5月12日”であることから、この日を「民生委員・児童委員の日」と定められました。
この期間は、例年、城北地区の民生児童委員の皆さんは、城北小学校の校門付近で、子どもたちの見守り活動(あいさつ運動)をして、「民生児童委員」について、より多くの人々に知ってもらえる活動をされています。

城北地区の、「民生児童委員」の方は15名です。地域福祉を推進するために、厚生労働大臣から委嘱されたボランティアのみなさんです。

「民生児童委員」の主たる活動は、住民の生活上の悩み相談や、社会福祉制度(行政)の利用について、相談者の立場に立って福祉情報を提供したり、**専門機関へのつなぎ役**としての活動が期待されています。
同時に、城北地区社会福祉協議会の理事として、福祉事業の企画・運営にも深く携わってこられました。

毎月、第一金曜日に定例会(研修会)を開催して、活動状況の共有化と、福祉情報の研修に取り組まれてもきました。コロナ禍で、福祉課題が複雑化・潜在化する状況だからこそ、地域福祉の推進・維持には無くてはならない皆さんです。

【民生児童委員の主な活動内容】
1　福祉支援が必要な方の把握(アウトリーチ)
2　援助を必要とする方への相談、助言
3　福祉サービスの情報提供と支援
4　地域の児童問題の把握と支援
　(支援を必要とする児童、妊産婦、ひとり親家庭などへの支援)
＊秘密は守られます。
民生児童委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員ですので、「守秘義務」があります。

しかし、２１町内会、約2500世帯に、わずか15名の民生児童委員では、すべての福祉相談に対応出来ないのが現状です。

そこで、城北地区は独自に、各町内会から1名、「社会福祉推進員」を選出して、城北地区の福祉活動の協力員として活動していただいています。

鳥取市社会福祉協議会長から委嘱された、『愛の訪問協力員』(任期3年)・『となり組福祉員』(任期2年)と連携して、福祉の視点から地道に、住民の見守り活動を続けてこられました。担当地域にお住まいの民生児童委員は下記のとおりです。

◎青葉町1・2-1・2-3：石原治代さん　◎青葉町2-2・3：藤原早苗さん
◎田園3・田園4東：深谷永吉さん　◎田園4・松並町3丁目：山部美雪さん
◎松並1区・2区・3区(旧国道9号線以東)：大田紀子さん
◎松並１区・2丁目(旧国道9号線以西)：山田正道さん　◎美咲町：田口さち子さん
◎北町(田島・西品治)高田タヱ子さん　◎東秋里：中村勝子さん
◎秋里タウン：小谷雅昭さん　◎秋里　：渡部　修さん
◎丸山大星・西：安養寺　明さん　◎南城北：垣田敬子さん
◎主任児童委員（全域）秋里和枝さん・田総英子さん

尚、城北地区の福祉相談窓口は、城北地区独自に公民館内に常設されています。**これまで諦めていた支援**が、相談することで受けられることもあります。